

# 求職活動状況申立書

## 1. 前職の状況

- 平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日まで勤務  
 勤めていなかった

## 2. 現在、どのような方法で求職情報を得ていますか？(複数選択可)

- 求人情報誌  
 インターネットの求人情報  
 友人、知人  
 ハローワーク  
 学校の求人情報  
 児童を保育所(園)に預けることができたら求職活動をする予定  
 その他( )

## 3. 面接は月に何回行っていますか？

- 約 回  
 0 回 児童を保育所(園)に預けることができたら面接に行きたい。

### 【 確 認 事 項 】

求職活動での認定(在園)は、退職日の翌日から起算して、90日後の月末までとなります。

(例:6月15日退職の場合9月末まで)

求職活動中は短時間保育での認定となります。

\_\_\_\_\_月の 25日 までに、就労証明等の提出が無い場合、\_\_\_\_\_月末にて退所となります。

(※退園となった場合は、次年度の持ち上がり(在園保障)はありません。)

就職などにより、求職から保育時間変更(短時間から標準時間)する場合、変更手続きのあった翌月1日からとなります。(※書類等がやむを得ない事情で提出できない場合は、変更したい希望月の前月までに窓口にてご相談ください。)

確認事項に同意をした上で、申し立てます。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

児童との続柄

保護者記入	児童名	性別	生年月日	H R	年 月 日生	施設名	(在園児・新規申込)
		男女	年月日	H R	年 月 日生		(在園児・新規申込)
		男女	年月日	H R	年 月 日生		(在園児・新規申込)
		男女	年月日	H R	年 月 日生		(在園児・新規申込)